

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会支部福島県済生会

済生会川俣光風園

高齢者虐待防止のための指針

1. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

当施設（済生会川俣光風園）では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ①身体的虐待：入所者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ②介護の放棄：放任、入所者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放棄、その他の入所者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③心理的虐待：入所者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な反応、その他の入所者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待：入所者にわいせつな行為をすること。又は入所者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤経済的虐待：入所者の財産を不当に処分すること。その他の入所者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- (1) 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会（以下委員会）」を設置します。なお、本委員会の委員長は介護職の長とし、当該者を以て、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とします。また、委員会構成委員は以下とする。
 - ・施設長
 - ・介護支援専門員（兼務可）
 - ・各部署職員
 - ・その他必要に応じ委員を指名する。
- (2) 身体拘束適正化検討委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります、加えて当施設に併設の事業所又は、法人内別事業所と連携して虐待防止委員会を開催する場合があります。
- (3) 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- (4) 委員会は、委員長の招集により年4回以上開催すると共に、必要に応じて随時開催します。
- (5) 委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。

- ①委員会その他施設内の組織に関すること
- ②虐待防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、次のとおり実施します。

- ①定期的な研修の実施（年2回以上）
- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者を記録し、電磁的記録等による保存

4. 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- （1）虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- （2）緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する事項

- （1）職員等が他の職員等による入所者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- （2）担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6. 成年後見制度の利用支援

入所者及びご家族に対して、利用可能な成年後見制度等の情報を提供します。また、必要に応じて、行政機関等の関係窓口と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口 to 寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する事項」に依るものとします。
- (4) 苦情相談窓口 to 寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当指針は、入所者等がいつでも施設内にて閲覧ができるようにします。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

「3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める内部研修のほか、外部研修にも積極的に参画し、入所者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附 則 この指針は、令和5年3月1日より施行する。